

平取ダムの新設計画に関する補足資料

平成 24 年 11 月

国土交通省北海道開発局

目 次

1. 平取ダムサイトの地質について 資料 10-3
2. 平取ダムの洪水調節のハイドログラフについて 資料 10-6
3. 平取ダムの地域文化保全への取り組みについて 資料 10-7

1. 平取ダムサイトの地質について

平取ダムサイトの地質については、地質調査や試験を行い、その強度等を確認しています。考え方は下記のとおりです。

平成 20 年 2 月 12 日付 平成 19 年 12 月 19 日付公開質問に対する回答書より抜粋

(質問)

3. 平取ダム予定地の右岸は二セウ層頁岩からなる急斜面である。平成 15 年の台風 10 号の際に崩壊密度が極めて高かったのは、まさにこの二セウ層頁岩の急斜面だった。現に、予定地の右岸には新旧無数の崩落跡が認められる。したがってダムが作られた場合にはダム湖斜面の崩壊による大量の土砂の崩壊が繰り返し起こると予想される。このことから見ても、平取ダム予定地はダム建設の不適地と思われるが、見解をお聞きしたい。

(回答)

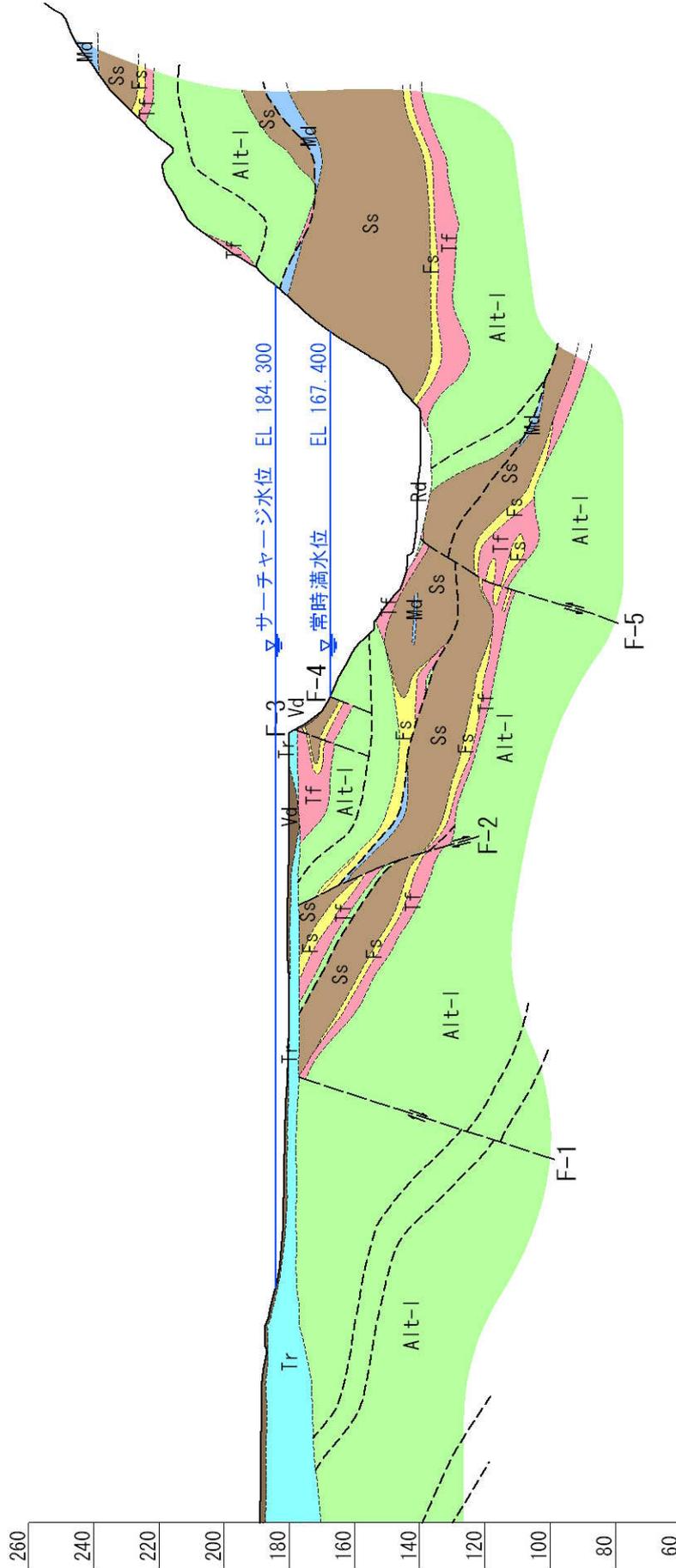
平取ダムサイト右岸の地質は、二セウ層の砂岩、泥質岩、砂岩・泥質岩互層、凝灰岩が主体で、これまでの調査では頁岩は確認されていません（別紙資料①）。なお、平成 15 年 8 月の台風により、平取ダム予定地右岸の斜面表層部や沢部の土砂が流出しましたが、基岩部を含む崩壊は生じていません。

ダムサイト及びその周辺では、ボーリング等の地質調査や試験を行い、ダムの建設に必要な強度等を確認しています。

さらに貯水池周辺についても、事前に地すべりの可能性に関する調査検討を行い必要に応じて対策を実施するとともに、試験湛水の際にも貯水池周辺の安全性の確認を行います。

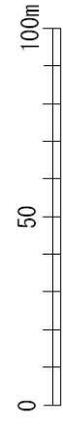
これらのことから、平取ダム建設予定地はダム建設に不適とは考えておりません。

ダム軸地質断面図

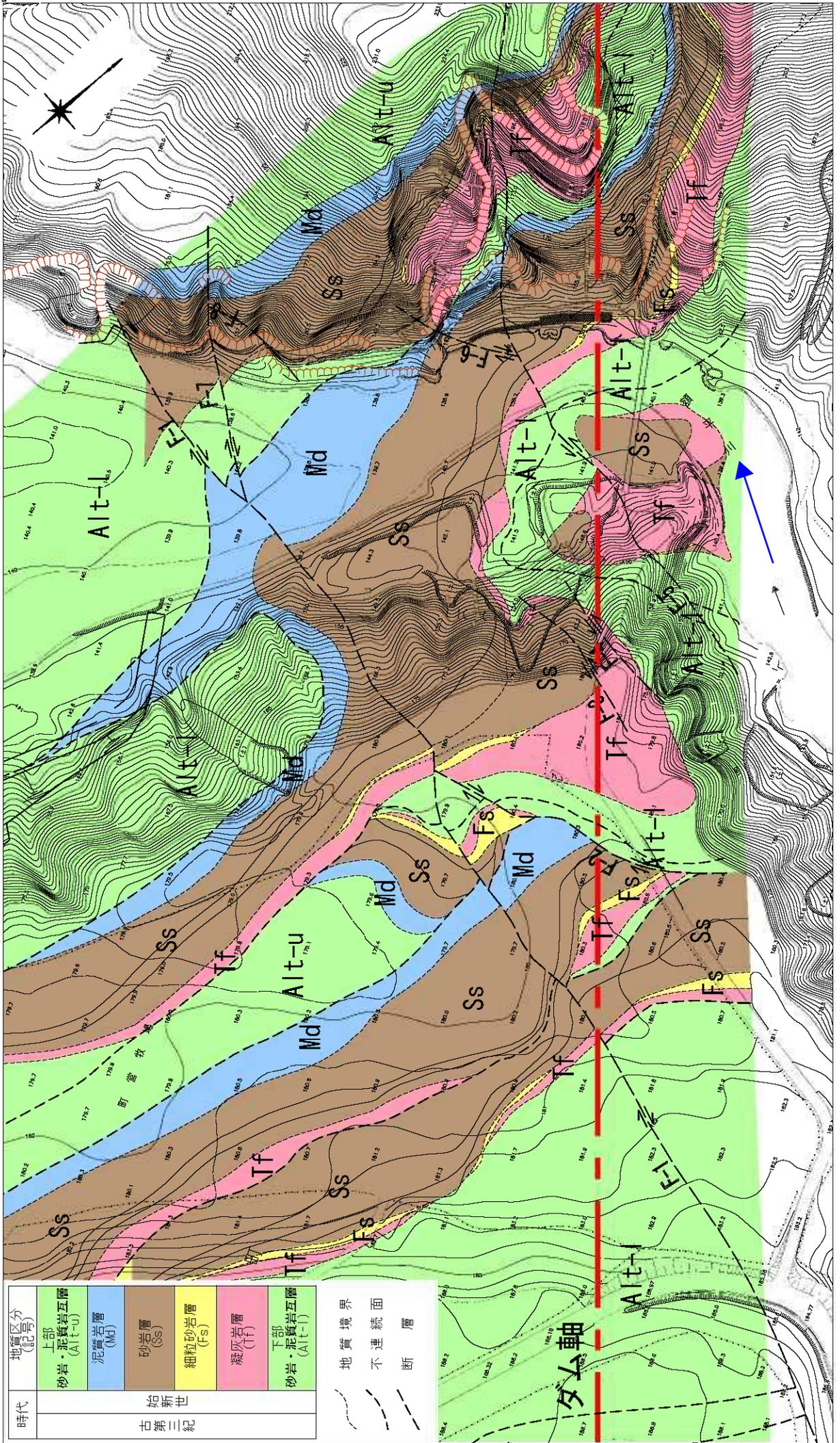


時代	地質区分 (記号)
第四紀	現河床堆積物 (Rd)
	火山灰質土 (Vd)
	産錐堆積物 (dt)
更新世	段丘堆積物 (Tr)
	古期産錐堆積物 (Odt)
始新世	上部 砂岩・泥質岩互層 (AIt-u)
	泥質岩層 (Md)
	砂岩層 (Ss)
	細粒砂岩層 (Fs)
	凝灰岩層 (Tf)
下部 砂岩・泥質岩互層 (AIt-l)	

地質境界
 不連続面
 断層



平取ダムサイト基盤岩地質平面図(古第三紀)



2. 平取ダムの洪水調節のヒドログラフについて

平取ダムの洪水調節方法は、自然調節方式としています。二風谷ダム及び平取ダムの建設に関する基本計画においては、平取ダムの建設される地点における計画高水流量 $2,050\text{m}^3/\text{s}$ のうち、 $1,750\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行い、ダム下流地域の洪水被害軽減を図ることとしています。

なお、平取ダムの洪水調節図については、以下のとおりです。

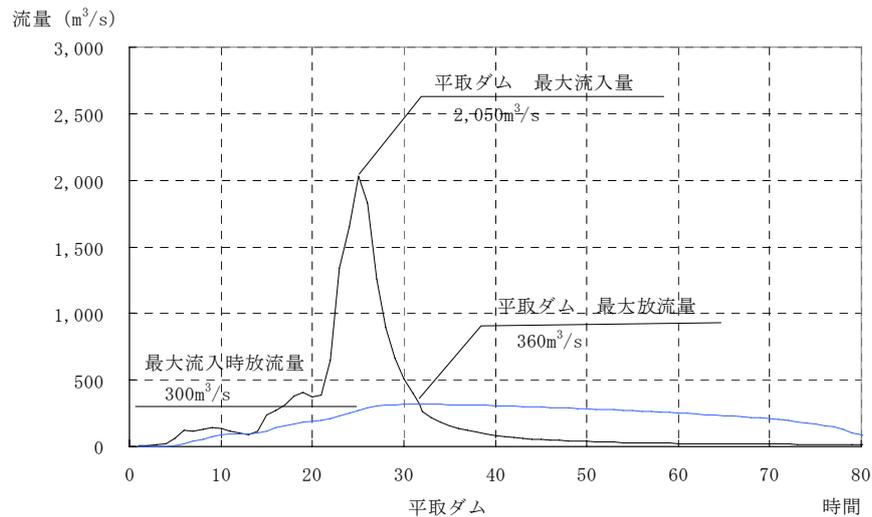


図 平取ダムの洪水調節図

3. 平取ダムの地域文化保全への取り組みについて

平取ダムの建設予定地である平取町は、アイヌの伝統文化が保存、継承されてきた地域です。このため、平取ダム建設予定地周辺におけるアイヌの文化的所産に与える影響とその保全対策について具体化に向けた検討を行うため、平成 18 年度にアイヌ協会平取支部関係者や学識経験者、地元関係者を委員とする「平取ダム地域文化保全対策検討会」を設置しました。

平成 24 年 7 月までに 13 回の検討会を実施しており、保全対策の具体化に向けて、記録による保全、行為による保全、場による保全の三つの保全対策の手法を基本に検討を進めています。



第 13 回平取ダム地域文化保全対策検討会の審議状況
(平成 24 年 7 月 27 日開催)

平取ダム地域文化保全対策検討会における検討状況

開催日	回	主 な 内 容
H18. 8. 23	第 1 回	アイヌ文化環境保全対策調査委員会報告、 保全対策検討内容、保全対策検討スケジュール
H19. 1. 19	第 2 回	調査状況の報告、精神文化の保全について
H19. 3. 18	第 3 回	調査結果の報告、精神文化保全対策の考え方(基本方針)(案)
H19. 7. 22	第 4 回	調査結果の報告 精神文化保全対策の検討、植物の保全対策について
H19. 11. 27	第 5 回	調査結果の報告 植物保全対策の検討、生活文化の保全対策
H20. 3. 15	第 6 回	調査結果の報告 植物の保全に係る検討、生活文化の保全対策に係る検討、 栽培実験について
H20. 10. 25	第 7 回	調査結果の報告、精神文化の保全対策に係る検討、 魚類・動物の生存環境に係る検討 文化景観としての地形・事物・事象に係る検討、 保全対策に係るアイヌ文化の普及方策の検討
H21. 1. 25	第 8 回	調査結果の報告、精神文化の保全対策に係る検討 魚類・動物の生存環境に係る検討 文化景観としての地形・事物・事象に係る検討 保全対策に係るアイヌ文化普及方策に係る検討
H21. 3. 10	第 9 回	調査結果の報告、精神文化の保全対策に係る検討 植物・魚類・動物の保全対策に係る検討 生活文化の保全対策に係る検討 文化景観としての地形・事物・事象の保全対策に係る検討 保全対策に係るアイヌ文化普及方策の検討 保全対策検討項目全般に関する検討状況
H21. 7. 27	第 10 回	調査結果の報告、これまでの検討経緯と今後の検討予定
H22. 6. 28	第 11 回	調査結果の報告、地域文化に係る調査・検討について
H23. 7. 6	第 12 回	調査結果の報告、地域文化に係る調査・検討について
H24. 7. 27	第 13 回	調査結果の報告、地域文化に係る調査・検討について

(別添資料)

別添 1 : 「平取ダム地域文化保全対策検討会」設置要領、委員名簿

別添 2 : 「平取ダム地域文化保全対策検討会」における検討状況

(平成 21 年 7 月 27 日 第 10 回平取ダム地域文化保全対策検討会資料より)

平取ダム地域文化保全対策検討会設置要領

第1条 設置

平取ダム建設予定地周辺のアイヌの文化的所産に与える影響と、その保全対策について、「アイヌ文化環境保全対策調査委員会」の取りまとめを受けた平取町の報告を尊重し、保全対策の具体化に向けた検討をおこなうため、平取ダム地域文化保全対策検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

第2条 検討事項

保全対策の具体化の検討を行う。

第3条 検討会の構成

検討会の構成委員は、別表1とする。

第4条 座長

- (1) 検討会に座長をおく。
- (2) 座長は、委員が互選する。
- (3) 座長は、検討会の会務を処理する。
- (4) 座長に事故あるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第5条 委員の委嘱期間

委員の委嘱期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

第6条 検討会の招集

- (1) 検討会は、座長が招集する。
- (2) 検討会は、委員の2分の1以上が出席した場合に成立する。
- (3) 座長が、検討会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聞くことができる。

第7条 事務局

- (1) 検討会の事務局は国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部に置く。
- (2) 事務局は、検討会の運営に必要な事務を処理する。

第8条 公開

- (1) 検討会は、原則として公開によりおこなう。ただし、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第五条の不開示情報に掲げる各号にあたる場合等は、非公開とすることがある。
- (2) 資料等を室蘭開発建設部ホームページにおいて公開する。

第9条 附則

- (1) この要領に定めるものの他、検討会の運営に必要な事項は、検討会において定める。
- (2) この要領の変更については、検討会において行う。
- (3) この要領は平成24年7月27日から施行する。

別表－1

平取ダム地域文化保全対策検討会委員名簿

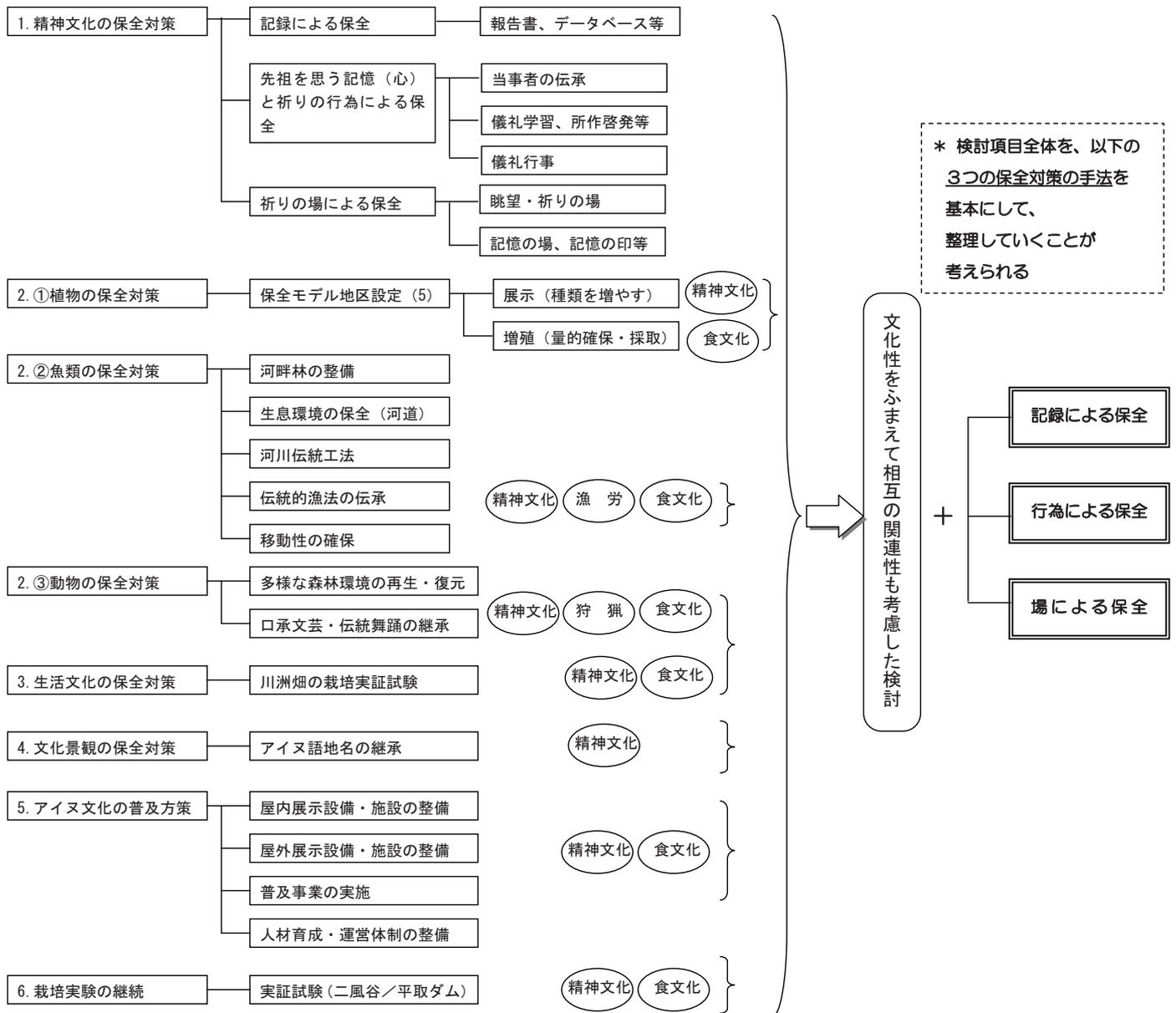
(平成24年度)

氏 名	所 属
かや の し ろう 萱 野 志 朗	北海道アイヌ協会平取支部副支部長
かわ かみ みつる 川 上 満	平取町長
かわなの えい こ 川奈野 栄 子	北海道アイヌ協会平取支部副支部長
き ばた こ 木 幡 サチ子	北海道アイヌ協会平取支部／平取アイヌ文化保存会理事
き むら ひで ひこ 木 村 英 彦	北海道アイヌ協会平取支部支部長
さい とう のり あき 斉 藤 憲 章	平取町教育委員会教育長
さくら い みき や 櫻 井 幹 也	平取町議会総務文教常任委員会委員長
すず き しゅう じ 鈴 木 修 二	平取町議会議長
つじ い たつ いち 辻 井 達 一	北海道環境財団理事長
つね もと てる き 常 本 照 樹	北海道大学アイヌ・先住民研究センター長
なべ さわ たもつ 鍋 澤 保	北海道アイヌ協会平取支部副支部長
にし じま たつ お 西 島 達 夫	北海道アイヌ協会平取支部副支部長

(五十音順／敬称略)

第 10 回平取ダム地域文化保全対策検討会（平成 21 年 7 月 27 日開催）資料より抜粋

◆平取ダム地域文化保全対策検討会におけるこれまでの検討状況～今後のより具体的な保全対策の検討と推進に向けて～



1. 精神文化に係る保全対策についての実施イメージ案

記録による保全

- ・ 日常的な所作に関する情報収集
- ・ パソコンを使ったデータベースの構築
- ・ 報告書への掲載
- ・ 保全対象に関する記録の写真や模型を使った展示



報告書への掲載



データベースの構築



現地の写真や立体模型の展示

人々が先祖を思う記憶(心) や祈りの行為による 保全

- ・ カムイノミに関する学習機会の創出
- ・ 聞き取り協力者による現地でのカムイノミの作法の紹介
- ・ 日常的な所作に関する調査結果の活用
- ・ 儀礼行事の実施



伝承者からのカムイノミの学習



現地でのカムイノミの作法の紹介



現地でのカムイノミの実施

祈りの場による保全

「眺望・祈りの場－１のイ」

- ・チノミシリー１を遠くで眺望。誰もが利用。立ち寄り用の駐車帯を想定

「眺望・祈りの場－１のロ」

- ・チノミシリー１を近くで眺望。フットパスを利用。儀礼時は立入制限も想定

「眺望・祈りの場－２」

- ・チノミシリー２を近くで眺望。フットパスを利用。儀礼時は立入制限も想定

「眺望・祈りの場－３」

- ・チノミシリー３を眺望。管理所駐車場等を利用して大勢の見学者への対応も想定

「眺望・祈りの場－４」

- ・番兵小屋や仮小屋があったことを伝え、先祖を偲ぶ場所としての役割を想定
- ・フットパスの中間的休憩地点。立ち寄り用の駐車帯を想定
- ・チノミシリー２の眺望も想定（付替道路工事の盛土で原状より高い位置）

「記憶の場」

- ・例えば、宿主別橋たもとの番兵小屋があった方向を眺望できる場所

「記憶の印」

- ・例えば、カムイワッカの場所をわかりやすく伝える目印
- ・番兵小屋のことを後世に伝える解説板 など

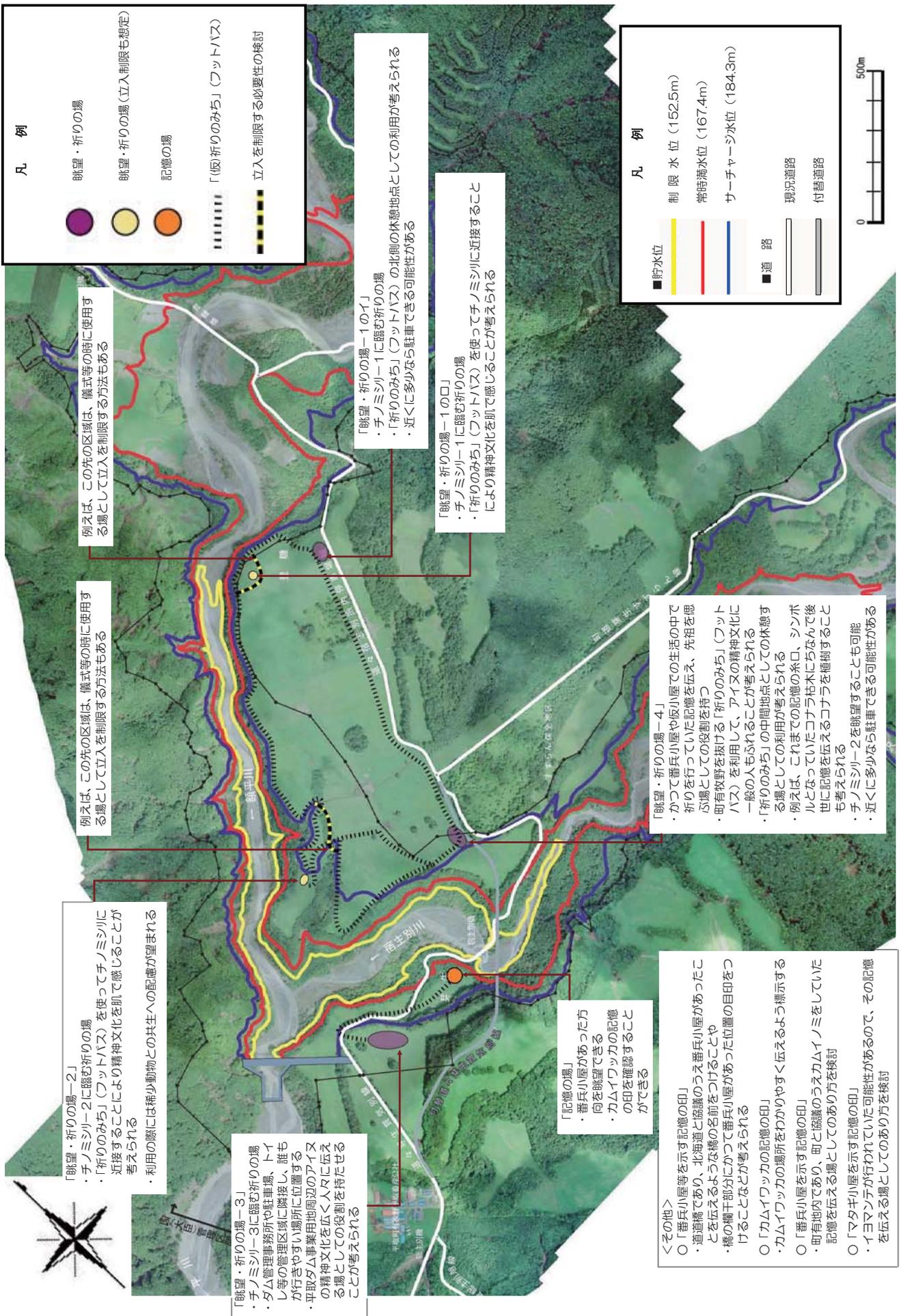
「番兵小屋等を示す記憶の印」

- ・宿主別橋たもとの番兵小屋があったことを伝える目印を橋に付けることを想定
- ・橋の名前をつけることを想定

「(仮) 祈りのみち」

- ・眺望・祈りの場や記憶の場の間を、人が歩くことでつなぐ小径（フットパス）を歩くうちに周囲の自然環境やアイヌの精神文化にふれることを想定

「祈りの場による保全」の保全対策イメージ（案）



凡 例

眺望・祈りの場

眺望・祈りの場 (立入制限も想定)

記憶の場

「(仮)祈りのみち」(フットパス)

立入を制限する必要性の検討

例えば、この先の区域は、儀式等の時に使用する場として立入を制限する方法もある

例えば、この先の区域は、儀式等の時に使用する場として立入を制限する方法もある

「眺望・祈りの場-2」
 ・チノミシリー-2に臨む祈りの場
 ・「祈りのみち」(フットパス)を使ってチノミシリーに近接することにより精神文化を感じることが考えられる
 ・利用の際には稀少動物との共生への配慮が望まれる

「眺望・祈りの場-3」
 ・チノミシリー-3に臨む祈りの場
 ・ダム管理事務所や駐車場、トイレ等の管理区域に隣接し、誰が行きやすい場所に位置する
 ・平取ダム事業用地周辺のアイヌの精神文化を広く人々に伝える場としての役割を持たせることが考えられる

「眺望・祈りの場-1のイ」
 ・チノミシリー-1に臨む祈りの場
 ・「祈りのみち」(フットパス)の北側の休憩地点としての利用が考えられる
 ・近くに多少なら駐車できる可能性がある

「眺望・祈りの場-1のロ」
 ・チノミシリー-1に臨む祈りの場
 ・「祈りのみち」(フットパス)を使ってチノミシリーに近接することにより精神文化を感じることが考えられる

「眺望・祈りの場-4」
 ・かつて番兵小屋や仮小屋での生活の中で祈りを行っていた記憶を伝え、先祖を偲ぶ場としての役割を持つ
 ・町有牧野を掘ける「祈りのみち」(フットパス)を利用して、アイヌの精神文化に一般の人にもふれることが考えられる
 ・「祈りのみち」の中間地点としての休憩する場として利用が考えられる
 ・例えば、これまでの記憶の糸口、シンボルとなっていたコナラ柱木にちなんで後世に記憶を伝えるコナラを植樹することも考えられる
 ・チノミシリー-2を眺望することも可能
 ・近くに多少なら駐車できる可能性がある

「記憶の場」
 ・番兵小屋があった方向を眺望できる
 ・カムイワッカの記憶の印を確認することができ

<その他>
 ○「番兵小屋を示す記憶の印」
 ・道沿いであり、北海道と協議のうえ番兵小屋があったことを伝えるような橋の名前をつけることや
 ・橋の欄干部分にかつて番兵小屋があった位置の目印をつけることなどが考えられる
 ○カムイワッカの記憶の印」
 ・カムイワッカの場所をわかりやすく伝えるよう標示する
 ○「番兵小屋を示す記憶の印」
 ・町有地内であり、町と協議のうえカムイノミをしていた記憶を伝える場としてのあり方を検討
 ○「マタギ小屋を示す記憶の印」
 ・イヨマンテが行われていた可能性があるため、その記憶を伝える場としてのあり方を検討

凡 例

貯水位

制限水位 (152.5m)

常時満水位 (167.4m)

サーチャージ水位 (184.3m)

道 路

現況道路

付帯道路



2. 生物の生存環境に係る保全対策の検討

2. - 1 植物に係る保全対策についての実施イメージ案

記録による保全

- ・ 工事改変箇所の現地調査
- ・ 有用植物保全モデル地区の現地調査
- ・ 有用植物移植後のモニタリング調査
- ・ 有用植物に関するデータベースの構築
- ・ 報告書への掲載



有用植物データベースの構築



報告書への掲載

行為による保全

- ・ 有用植物保全モデル地区における展示あるいは増殖のための栽培
- ・ 種の採取・育苗・移植作業
- ・ 育成管理（半栽培）作業
- ・ 採取した有用植物を利用した食文化の試行
- ・ 有用植物を利用した、伝承者育成のための工芸品の作成



木本の移植作業



草本の移植作業

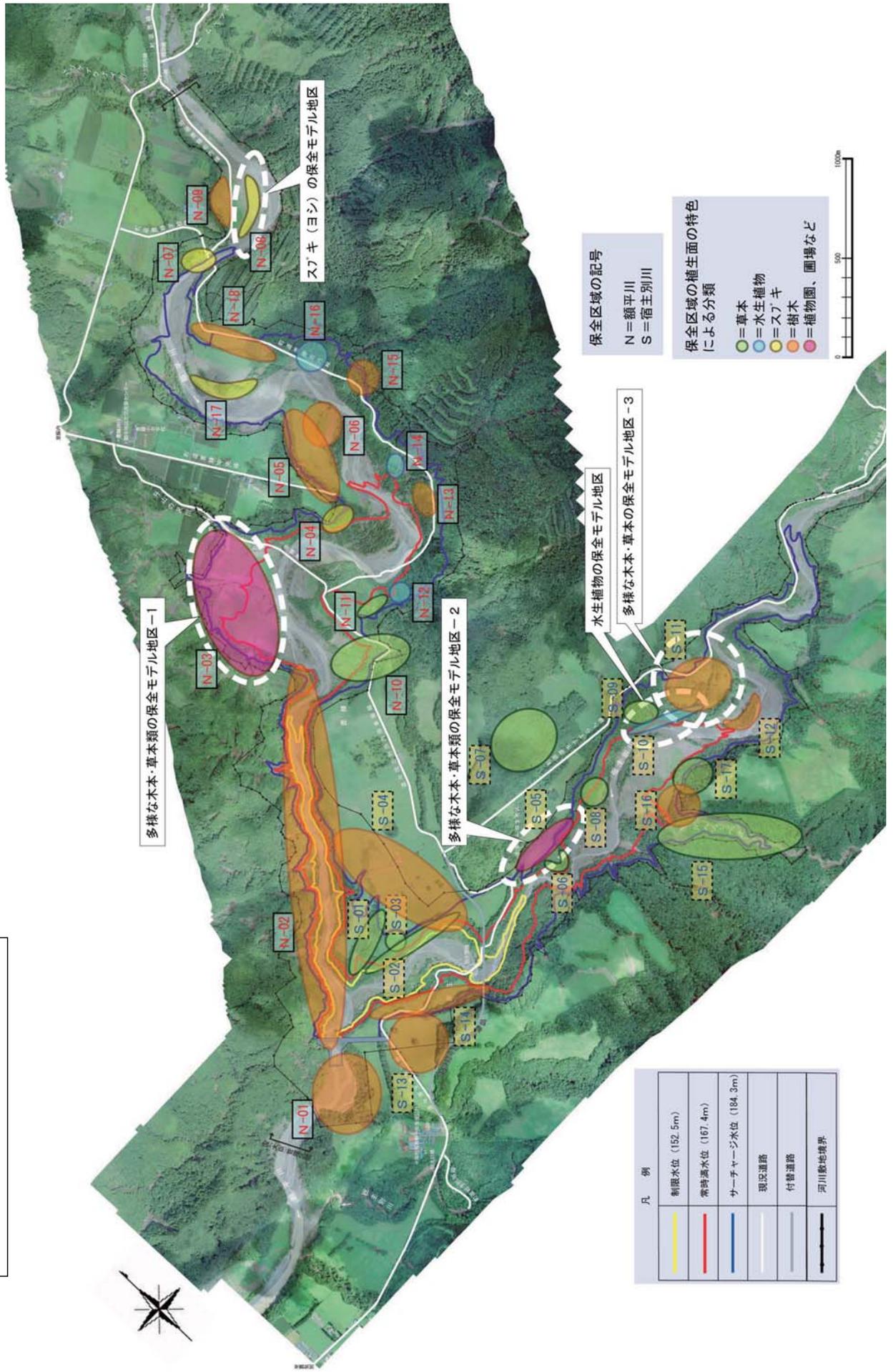


自生しているガマの半栽培（草の除去）

場による保全

- ・ 有用植物保全モデル地区の設定とその他の有用植物保全適地の検討

有用植物保全モデル地区の位置図



2. - 2 魚類に係る保全対策についての実施イメージ案

記録による保全

- ・ 伝統的な漁法に関する情報収集
- ・ パソコンを使ったデータベースの構築
- ・ 報告書への掲載



報告書への掲載

行為による保全

- ・ 河畔林の保全と再生
- ・ 漁具の作成・漁法に関する体験学習の実施
- ・ 伝統的漁法に関する伝承者の育成
- ・ 稚魚の放流
- ・ 移動性の確保

場による保全

- ・ 河畔林の保全と再生
- ・ 自然工法を取り入れた生息環境の保全方策に関する実証試験
- ・ 河川伝統工法の実施
- ・ 移動性の確保



自然工法による生息環境の保全

2. - 3 動物に係る保全対策についての実施イメージ案

記録による保全

- ・ 沙流川流域で継承されている口承文芸や踊りに関する情報収集
- ・ パソコンを使ったデータベースの構築
- ・ 報告書への掲載



報告書への掲載

行為による保全

- ・ 半栽培的な方法による多様な森林環境の再生・復元
- ・ 口承文芸・伝統舞踊の継承のための絵本や冊子づくり
- ・ 絵本や冊子を利用した口承文芸に親しむ機会づくり
- ・ 伝承者による口承文芸についての学習機会の創出

場による保全

- ・ 多様な森林環境の再生・復元

3. 生活文化に係る保全対策についての実施イメージ案

記録による保全

- ・ 収穫物の保存方法や調理方法に関する情報収集
- ・ パソコンを使ったデータベースの構築
- ・ 報告書への掲載



報告書への掲載

行為による保全

- ・ 川洲畑実証試験の実施
- ・ 収穫を目的とした実証試験の実施
- ・ 川洲畑を利用した体験学習の実施
- ・ エコツアー等の実施
- ・ 収穫物を利用した食文化試行



体験者の指導による播種作業



体験者を交えた収穫作業

場による保全

- ・ 川洲畑実証試験地の設定



川洲畑に適した土質（沖積土）



川洲畑実証試験地の選定

4. 文化景観に関する地形・事物・事象に係る保全対策についての実施イメージ案

記録による保全

- ・アイヌ語地名データベースの構築
- ・報告書への掲載



アイヌ語地名データベースの構築



報告書への掲載

行為による保全

- ・アイヌ語地名データベースの公開
- ・額平川流域のアイヌ語地名などを紹介する印刷物の作成
- ・額平川流域のアイヌ語地名などを紹介する映像資料の作成
- ・文化景観を訪ねるツアー等のプログラムの作成
- ・文化景観を訪ねるツアー等のプログラムの実施



アイヌ語地名の冊子



アイヌ語地名の名勝地の解説付き見学ツアー

場による保全

- ・アイヌ語地名の標示解説板の設置
- ・アイヌ語による河川名の表示看板の設置



現存のアイヌ語地名の標示解説板



河川名の標示看板イメージ

5. 保全対策に係るアイヌ文化普及方策についての実施イメージ案

記録による保全

- ・ 保全対策に関する情報の普及のための整理
- ・ 報告書への掲載



報告書への掲載

行為による保全

- ・ アイヌ文化伝承者や有識者の指導による知識や技能に関する講習
- ・ アイヌ文化伝承者や有識者による現地での知識や技能の指導
- ・ 保全対策を取り入れたアイヌ文化体験プログラムの作成
- ・ アイヌ文化体験プログラム実施のための人材育成
- ・ アイヌ文化体験プログラムの実施



植物調査や栽培方法に関する現地指導



伝承者による現地での儀礼に関する実践指導

場による保全

- ・ 屋内展示設備・施設の整備
- ・ 屋外展示設備・施設の整備



保全対策の取り組みに関する室内展示



保全対策に関する解説板の設置